

事務所通信(号外)

令和4年度 税制改正大綱のポイント（主に個人・中小企業）

令和4年1月
税理士法人 AKJパートナーズ

去る令和3年12月24日、「令和4年度税制改正大綱」が閣議決定されました。

以下におきまして、大綱の主な内容を掲載しておりますが、詳細につきましては、弊所担当者までお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除

いわゆる「住宅ローン控除」について、**令和7年12月31日まで延長**するとともに、借入限度額・控除率・控除期間を次の通りとします。

また、**適用対象者の所得要件を2,000万円以下に引き下げます。**（現行：3,000万円以下）

① 認定住宅等以外の住宅の新築等

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和4年～5年	3,000万円	0.7%	13年
令和6年～7年	2,000万円	0.7%	10年

② 認定住宅等以外の中古住宅の取得等

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和4年～7年	2,000万円	0.7%	10年

※中古住宅の要件については、築年数要件を廃止し、新耐震基準に適合していることを加えます。

③ 認定住宅等の住宅の新築等

	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅※	令和4年～5年	5,000万円	0.7%	13年
	令和6年～7年	4,500万円	0.7%	13年
ZEH水準 省エネ住宅	令和4年～5年	4,500万円	0.7%	13年
	令和6年～7年	3,500万円	0.7%	13年
省エネ基準 適合住宅	令和4年～5年	4,000万円	0.7%	13年
	令和6年～7年	3,000万円	0.7%	13年

※認定住宅とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいいます。

④認定住宅等の中古住宅の取得等

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和4年～7年	3,000万円	0.7%	10年

※中古住宅の要件については、築年数要件を廃止し、新耐震基準に適合していることを加えます。

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等

- ①適用期限を令和5年12月31日まで延長し、住宅用家屋の取得等に係る契約の締結時期にかかわらず、非課税限度額を、次の通りとします。

住宅用家屋の区分	非課税限度額
一般の住宅用家屋	500万円
耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋	1,000万円

※中古住宅の要件については、築年数要件を廃止し、新耐震基準に適合していることを加えます。

- ②受贈者の年齢要件を18歳以上に引き下げます。(現行:20歳以上)

これらの規定の適用は、令和4年1月1日以後の贈与からとなります。

(受贈者の年齢要件は令和4年4月1日から。)

所得拡大促進税制

中小企業における所得拡大促進税制について、次の通り見直しを行った上、その適用期限が「令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度まで」に延長されます。

給与等支給額÷前年の給与等支給額×100%	税額控除額
101.5%以上102.5%未満	給与等支給増加額×15%
102.5%以上	給与等支給増加額×30%
101.5%以上102.5%未満、かつ教育訓練費が前年比で10%以上増加	給与等支給増加額×25%
102.5%以上、かつ教育訓練費が前年比で10%以上増加	給与等支給増加額×40%

※控除税額は法人税額又は所得税額の20%が上限となります。

少額資産の損金算入制度

下記の少額資産の損金算入制度について、対象資産から貸付けの用に供した資産を除外します。ただし、貸付けを主要な事業として行っている場合を除きます。(所得税についても同様とします。)

- ①いわゆる少額減価償却資産(取得価額が10万円未満)
- ②一括償却資産(取得価額が20万円未満)
- ③中小企業者等の少額減価償却資産(取得価額が30万円未満)

※貸付けが主要な事業ではないが、少額資産を貸付けの用に供している場合とは、例えば、本業と関係のない建設用足場やドローン、LED照明など(単価10万円未満)を大量に購入し、これらを貸付けているような場合が該当します。

電子取引のデータの電子保存制度

令和4年1月1日より、電子取引のデータについて紙での保存が認められなくなり、データのままで保存が義務付けられました。

しかし、データ保存への対応が困難な事業者の実情を配慮し、

- ・令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に行う電子取引につき、
- ・所轄税務署長がやむを得ない事情があると認め、かつ、そのデータを明瞭な状態で出力した紙を保存している場合には、紙での保存も認められることとなります。

■ 詳細につきましては、当事務所までご連絡ください。



シンガポール・サテライトオフィスは認証外

税理士法人AKJパートナーズ			
(Tokyo office)	(代表社員)	公認会計士・税理士	山本 成男
*住所 〒105-6237	(保有資格)	公認会計士	13名
東京都港区愛宕2-5-1愛宕グリーンヒルズMORIタワー37階		米国公認会計士	3名
*電話番号 03(5777)3480/(FAX) 03(5777)3481		税理士	21名
(Tsukuba office)		米国税理士	1名
*住所 〒305-0032		CFP・AFP	4名
茨城県つくば市竹園1-6-1つくば三井ビルディング18F		税理士科目合格・ACCA Level 2	10名
*電話番号 029(868)7033/(FAX) 029(868)7034		社会保険労務士(特定社会保険労務士含)	5名
(Fukuoka office)		医業経営コンサルタント	2名
*住所 〒812-0018		公認不正検査士(CFE)	2名
福岡県福岡市博多区住吉1-2-25キャナルシティビジネスセンタービル9F		M&Aシニアエキスパート(金融財政事情研究会認定)	8名
*電話番号 092(283)3350/(FAX) 092(283)3351	(グループ)	公認会計士AKJパートナーズ共同事務所	
(Singapore office)		株式会社AKJパートナーズ	
*住所 321 Orchard Road, #06-04 Orchard Shopping Centre, Singapore 238866		社会保険労務士法人AKJパートナーズ	
*電話番号 +65-6735-3970/(FAX) +65-6735-3225	(事務所URL)	https://www.akj-partners.com/	